

# 民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

## 招 集

令和4年2月28日（月）本会議休憩中 議場

## 出席委員（8名）

（委員長）矢田貝 香 織 （副委員長）伊 藤 ひろえ  
石 橋 佳 枝 門 脇 一 男 土 光 均 戸 田 隆 次  
前 原 茂 森 谷 司

## 欠席委員（0名）

## 説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

### 【総合政策部】

[地域振興課] 毛利課長

### 【教育委員会事務局】松田局長兼こども政策課長

[こども政策課] 東森課長補佐兼学校政策担当課長補佐

[生涯学習課] 木下課長 木嶋生涯学習担当課長補佐

## 出席した事務局職員

松下局長 土井次長 安東議事調査担当係長

## 傍 聴 者

安達議員 今城議員 遠藤議員 岡村議員 奥岩議員 国頭議員 田村議員  
中田議員 西川議員 又野議員 三鴨議員 矢倉議員 安田議員 渡辺議員  
報道関係者4人 一般6人

## 審査事件及び結果

議案第6号 米子市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

[原案可決]

~~~~~

## 午前10時17分 開会

○矢田貝委員長 民生教育委員会を開会いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託されました議案1件について審査をいたします。

議案第6号、米子市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案の審査に当たりましては、法令に基づき教育委員会の意見を聞くこととなっておりますので、事務局にその辺りの説明、報告を求めます。

安東議事調査担当係長。

○安藤議事調査担当係長 事務局より御説明申し上げます。先ほど皆様のお手元にお配りしました資料を御覧いただけますでしょうか。本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により議決をする前に教育委員会の意見を

聞くこととなっております。本日付で議長名で照会いたしました結果、教育委員会からは異議がない旨の回答をいただいております。以上を踏まえまして審査いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

**○矢田貝委員長** それでは当局の説明を求めます。

木下生涯学習課長。

**○木下生涯学習課長** 議案第6号、米子市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

これは、公民館において市長の行政分野との一体的な取組をより効果的に推進するため、教育委員会が所管する公民館に関する事務を市長が管理及び執行することとするため制定しようとするものでございます。

制定内容でございますが、教育に関する事務のうち公民館の設置、管理及び廃止に関するものは、市長が管理し、及び執行することといたします。また、これに伴いまして米子市公民館条例及び米子市学習等供用施設条例について使用許可等を行うものを教育委員会から市長へ変更するなど所要の整備を行います。施行期日は、令和4年4月1日でございます。

説明は以上です。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

土光委員。

**○土光委員** 公民館の設置の目的とか役割、今回の条例の改定に伴って何か変更になることがあるのでしょうか。

**○矢田貝委員長** 木下生涯学習課長。

**○木下生涯学習課長** このたびの条例制定におきまして公民館の所管を教育委員会から市長に移すこととしておりますが、その他の目的等について変更はございません。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 改めて確認ですが、公民館の設置目的はどういったものか簡単に説明、それは何に規定されているかということをお願いいたします。

**○矢田貝委員長** 木下生涯学習課長。

**○木下生涯学習課長** 「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」教育機関であると社会教育法に規定してございます。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 基本的に教育機関というところは変わらないということですか。

**○矢田貝委員長** 木下生涯学習課長。

**○木下生涯学習課長** 公民館の機能は社会教育の機能も含め市長部局のほうで管理することとしております。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんでしょうか。

石橋委員。

○石橋委員 公民館は、ほかに博物館や図書館もですけど、教育委員会から市長部局のほうへ移管するという動きがあります。そのことについて全国の教育委員会連合会とか公民館の連合会などに文科省の聞き取りがされたりしておりますけれど、その中で移管されることによって、まちづくり行政とか観光行政、そのほか一般の行政機関との連携が図られるという良い面と併せて社会教育施設としての役割がその中で薄められる、埋没するのではないかという恐れはないかということも語られています。

この施設は、社会教育施設であって地域の住民が生活に即したところの教育や学習、文化の場といわれましたけれど実質的な活動の場でもあります。その辺りを本来の生活が薄められないということのためには、今後どんなことに力を入れるということなんでしょうか。要望の中では、社会教育主事さんを置くことが必要だということとか、公民館運営審議会みたいなものを設置して、内容が目的に沿って進んでいるのかといったことを図っていくというようなことが必要だというふうなことが言われています。今の公民館にも審議会のようなものがあると思うんですけども、そのことの性格が変わらないのか、職員がこれから市長部局のほうに移管されたときに今後どうなるのか、職員の体制、身分とかいろんなことがどうなるのかという不安を強く持っておられますので、その辺りのこと、併せて社会教育主事を置くのか置かないのかということも含めて聞かせてください。

○矢田貝委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 公民館運営審議会につきましては、引き続き設置をすることとしております。公民館における社会教育につきましては、現在の教育委員会生涯学習課の持っております社会教育の部分と公民館で行います社会教育の部分、これを一体的に推進するような組織体制を新しく取ることとしております。職員につきましても市長部局に移管後も同じ体制で職員体制を取ることといたしております。

○矢田貝委員長 石橋委員。

○石橋委員 今現在、公民館主事さんですか、そういう名前で採用されて勤務されている方がありますが、その方が必ず同じ待遇でそこで仕事をされるということですか。

○矢田貝委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 当面、現在の体制で業務を行うこととしております。

○矢田貝委員長 石橋委員。

○石橋委員 当面ということは将来的には変わるということですか。

○矢田貝委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 職員体制につきましては、今後、公民館がどういう業務、どういう役割を行っていくかによって、この先この体制については見直し等も含めて検討しなければならない時期は来るのかなというふうには思っております。ただ、その時期について今いついつということがあるわけではございません。

○矢田貝委員長 石橋委員。

○石橋委員 主事さんの中には社会教育主事というような資格を持たれている方、採用の条件になっている方があると。

○矢田貝委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 現在、公民館の職員で社会教育主事を持っている者はおりません。社会教育主事につきましては、米子市教育委員会の職員の中に配置をしております。

社会教育主事については、教育委員会に配置をすることになっておりますので、将来的に社会教育士といったような職が市長部局のほうに配置することができることになっておりますので、今後の検討課題かなというふうに思っております。

○矢田貝委員長 石橋委員。

○石橋委員 公民館審議会というのは、一般の住民の方も入ってらっしゃる審議会ですか。

○矢田貝委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 一般の方も入っております。

○矢田貝委員長 石橋委員。

○石橋委員 公民館については、活用したいんだけど活用しにくいという話もいろいろありまして、土日が主事さんとかお休みですので、土日に使おうとすると金曜日までに鍵を借りに行って月曜日に返さなくてはならないとか、そういう大変使いにくい条件がある。この際、住民が使えるような、日頃働いているような現役世代も使えるような体制ということも考えてもらいたいと思うのですが、その点について何か検討されるようなことはありませんか。

○矢田貝委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 公民館が使いやすい施設にならなければいけないと感じておりますので、どういった方法で使いやすい施設にしていけるのかということは検討を、今、しているところでございます。

○矢田貝委員長 石橋委員、今回の議案ですけれども権限が移管するということの条例の制定についてですので、公民館の使いやすさというところについての様々な御意見がおありと思うのですけれども、それをこれから以降検討ということでしたので、どこかで質疑のほうを打ち切っていただければと思うのですがいかがでしょうか。

石橋委員。

○石橋委員 はい、結構です。社会教育の施設ということが薄まらないで、発揮されればいいというふうに思っております。

○矢田貝委員長 戸田委員。

○戸田委員 今、委員長がおっしゃったように、今の権限を移行されて所管替えをされるという考え方なんですけど、内容を見てまして要は所管替えをして、今後市民サービスが、コミュニティー等について新たな市民に対して有益な部分を創出していくという考え方であろうと思うのですけれども、全くその部分が見えてこない。何を市民に、権限を移行して組織機構を変えてまでアピールするというのか、その辺のところは考え方を伺っておきたい。

○矢田貝委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 今般、公民館におきましては、地域コミュニティーの核としての役割が一層求められてきております。そういった地域のコミュニティーの総合的な拠点としてより一層機能するために今回移管をするものでございます。このことにつきましては、今後、どういった目的で、どういった意義があつてこういったことをするのかということをも市民の方にもしっかりと周知をしていきたいと考えております。

○矢田貝委員長 戸田委員。

○戸田委員 私があえてそれを申し上げますのは、公民館に出向いて公民館の職員にも意

見を伺いました。これから所管替えをしてどうしていくのか、公民館の職員もなかなかつかみきれていない部分がいっぱいあります。

教育委員会の中でその辺の意思のコンセンサス、今後に向かっての考え方が、浸透化が図れておらないのではないか。浸透化が図れていない中で、市民にどうやってこれから権限を移譲してまで、市民に対しての向上を図っていくかというのは、大きなテーマだと思うんです。その辺のところをね、副市長、権限を変えて所管替えをしてまで、やっていくという市の体質、姿勢、これが市民にとってどういうふうに進透化を図っていくかというのは大きなテーマだと思っているんです。これは、条例改正してやっていくのはいいんですけれども、その辺のところをきちっと整備をされて、今後の考え方に反映していかれるんですか。そのことをまず伺っておきたい。

**○矢田貝委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** この問題につきましては、別途と言いましょか、これまでも議場でもたくさん御議論をいただいたことでもあります。いわゆる地域共生社会というものが、今、求められている。いわゆる地域コミュニティーをもっと持続可能なものにしていこう、地域で様々な課題が起きている。一言では言い尽くせませんが、この問題にしっかり向き合うことが、米子市においても必要じゃないか。

実は過去の記録を見ますと、平成20年頃からでしょうか、この議場でもですね、いわゆる公民館を地域のコミュニティーセンターのような役割を持つものに変えていくべきじゃないか、先進自治体では既にそういう動きが出始めているというような御指摘もこの議場でも当時、執行部はいただいて、様々な議論が始まっているということでもあります。なかなか十分なこれに対する答えが出せずにきたということでもあります。その第一歩として、今の伊木市長の体制になってから平成30年でありましたけれども、今の体制、公民館そのものはまだもう少しきちんと整理したいということで、まずは教育委員会の生涯学習課と当時、地域政策を担当しておりました総合政策部の地域振興課と同じフロアで並んで座って仕事をして、これから先のまさに生涯学習、社会教育と地域のコミュニティーの持続化といった問題と一緒に取組んでいく。まずは本庁から変えていこうということで、そういう取組をした。その時点で議会にもそういったことをお話をし、そういった体制を始めさせていただきました。

議員御指摘のとおり、まだまだこれは道半ばの課題ではありますが、一つキーワードがあるのは、各地区各地区、各公民館単位、小学校区、一部旧小学校区もありますけれども、実情はかなり違うということでもあります。これまでの取組の歴史、そして現状にも違いがある。地域特性の違いがあるということだと思います。こういったものに、いわゆる金太郎あめのような一律な物を持ち込むのではなくて、各地区各地区の実情、例えば、戸田委員の御地元もそうでありましょ。そういったものにしっかり向かい合っていこうという体制を、まずは公民館の体制をこういう形で変えさせていただくところから始めていこう。あるいは先般、共生社会に向けた取組ということで委員会のほうで御報告させていただきましたが、それだけでももちろん物が進むわけではありませんで、各地区で、現在も既にやっておられるところもたくさんあるわけですが、いわゆる自治連合会や社会福祉協議会や様々な地域づくりにお力を発揮していただいている皆さんに集まっていただいて、まちづくり協議会あるいは、そういったようなものをつくって地域の課題にみんなが力を合わ

せて一定の役割を分担しながらどう向かい合っていこうか、あるいは薄まりつつある家庭の力、それを地域がどう補完できるだろうか、そして地域の中で緩やかなコミュニティーをしっかりとつなげていく、こんな取組を例えば、地域防災、自主防災組織を核とした取組、あるいは子育て見守り、こういったような取組、あるいは、健康長寿、フレイルの取組なんかもそうなのでありますが、こういったようなものをキーワードにしてしっかりとつなげていく、こんなことができる公民館、そしてそれが、一緒に就けば、公民館というものを包含したいいわゆるコミュニティーセンターというものに踏み出せるのではないかと。

ただ、そのためには議員御指摘のとおりそういった地域の実情に住民の皆さんに向かい合っていただく体制作り、これを住民の皆さんの力でやっていただく必要があるんです。そこに、市は応援ではなくて一緒に参画する。市役所が役割を持って参画する、そんな体制を作りたい。その第一歩がこの公民館の体制変更であります。そういった考え方を公民館の担当職員当にもしっかりと伝えているところではありますが、まだまだ十分でないというのは御指摘のとおりだと思っています。引き続きこの問題、多分この方向性を否定される方はいらっしゃらないと思いますので、しっかりとやっていきたいですし、その中ではっきりしているのは、社会教育がより一層、地域を支える人づくり、そしてコミュニティーを支える交流活動において、より一層大きな役割を果たしていただく必要がある。このように考えておりますので、しっかりと取り組んでいきたいですし、こういった考え方を少し後手に回っているところがありますけれども地域の皆さんにもしっかりとお伝えし、地域と一緒に市役所は支援をするのではなくて一緒に取り組む、こんな体制を作りたいと思っています。

○矢田貝委員長 戸田委員。

○戸田委員 終わります。

○矢田貝委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○矢田貝委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○矢田貝委員長 ないようですので討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号、米子市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○矢田貝委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものとの決しました。

以上で民生教育委員会を閉会いたします。

**午前10時38分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 矢田貝 香 織